

最高裁総一第273号

(庶ろ-03)

平成30年2月26日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

なお、随員として、高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年6月20日（水）及び21日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 (曜日)	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議		昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間	9:00 ～ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)				

最高裁総一第274号

(庶ろー03)

平成30年2月26日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年6月20日（水）及び21日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 (曜日)	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議		昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間	9:00 ～ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)				

最高裁総一第275号

平成30年2月26日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年6月20日（水）及び21日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ～ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第276号

平成30年2月26日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年6月20日（水）及び21日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ～ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第277号

平成30年2月26日

司法研修所教官 三角比呂殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
2 期日 平成30年6月20日(水) 及び21日(木)
3 場所 最高裁判所
4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) その他
5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
6 日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第278号

平成30年2月26日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催

について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年6月20日（水）及び21日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 - (2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 (曜日)	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議		昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間	9:00 ～ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)				

最高裁総一第279号

(庶ろ-03)

平成30年2月26日

知的財産高等裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要領

- 1 主催 最高裁判所
2 期日 平成30年6月20日(水)及び21日(木)
3 場所 最高裁判所
4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
 (2) その他
5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長
6 日程

日 (曜日)	時間	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議		昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間	9:00 ~ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)				

(庶ろ-15-B)

平成30年3月23日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平 城 文 啓

事務連絡

6月20日（水）及び21日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（37字×26行で、A4用紙3～4枚程度をめどとする。）の提出を受けた上、これを4月13日（金）までに当職に提出してください。

おって、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を4月下旬頃までに送付する予定です。

(別紙 1)

平成 30 年度長官所長会同協議テーマ（論点事項）

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）における裁判部門の現状と課題をどのように認識しているか。

この 1 年間で実情は変化しているのか、変化していないのか、今後の施策や取組を考えていくうえで、まず、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。率直に各庁の実情を伺いたい。

- (2) 上記課題の検討の中心となるべき部総括裁判官（部のない家庭裁判所においては上席裁判官）に対する働きかけは、どうあるべきか。

- (3) (1)で議論した各分野の問題意識や課題について、まず、部の内部で共有し、さらに、部や庁を超えて、その解決に当たっていきために、どのような方策を講じていくべきか。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

- (1) 裁判手続の IT 化について

- (2) 本庁による支部（出張所）の実情把握と本庁からの支援について

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

1について

(民事)	千葉地方裁判所	小川秀樹
	奈良地方・家庭裁判所	小西義博
(刑事)	鳥取地方・家庭裁判所	岩倉広修
	仙台地方裁判所	大善文男
(家裁)	名古屋家庭裁判所	鹿野伸二
	宮崎地方・家庭裁判所	永井裕之

平成30年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成30年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
20日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
21日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

平成 30 年度長官所長会同会員名簿

東京高等裁判所長官	林	道	晴
大阪高等裁判所長官	小	泉	博
名古屋高等裁判所長官	原		優
広島高等裁判所長官	菊	池	洋
福岡高等裁判所長官	小	林	昭
仙台高等裁判所長官	秋	吉	淳
札幌高等裁判所長官	綿	引	万里子
高松高等裁判所長官	田	村	幸
東京地方裁判所長	安	浪	亮
東京家庭裁判所長	大	門	匡
横浜地方裁判所長	植	村	稔
横浜家庭裁判所長	大須賀		滋

さいたま地方裁判所長	山	田	俊	雄
さいたま家庭裁判所長	孝	橋		宏
千葉地方裁判所長	小	川	秀	樹
千葉家庭裁判所長	高	麗	邦	彦
水戸地方裁判所長	中	里	智	美
水戸家庭裁判所長	中	山	顯	裕
宇都宮地方裁判所長	岩	井	伸	晃
宇都宮家庭裁判所長	竹	内	民	生
前橋地方裁判所長	平	木	正	洋
前橋家庭裁判所長	大	工		強
静岡地方裁判所長	廣	谷	章	雄
静岡家庭裁判所長	近	藤	宏	子
甲府地方・家庭裁判所長	岡	本		岳

長野地方・家庭裁判所長	近	藤	昌	昭
新潟地方裁判所長	足	立		哲
新潟家庭裁判所長	佐	藤	道	明
大阪地方裁判所長	小	野	憲	一
大阪家庭裁判所長	中	川	博	之
京都地方裁判所長	石	井	寛	明
京都家庭裁判所長	村	岡		寛
神戸地方裁判所長	本	多	俊	雄
神戸家庭裁判所長	播	磨	俊	和
奈良地方・家庭裁判所長	小	西	義	博
大津地方・家庭裁判所長	西	川	知	一郎
和歌山地方・家庭裁判所長	中	村	也	寸志
名古屋地方裁判所長	伊	藤		納

名古屋家庭裁判所長	鹿	野	伸	二
津地方・家庭裁判所長	始	閑	正	光
岐阜地方・家庭裁判所長	田	村		眞
福井地方・家庭裁判所長	倉	田	慎	也
金沢地方・家庭裁判所長	萩	本		修
富山地方・家庭裁判所長	原		啓	一郎
広島地方裁判所長	団	藤	丈	士
広島家庭裁判所長	吉	村	典	晃
山口地方・家庭裁判所長	金	村	敏	彦
岡山地方裁判所長	鬼	澤	友	直
岡山家庭裁判所長	長	井	秀	典
鳥取地方・家庭裁判所長	岩	倉	広	修
松江地方・家庭裁判所長	木	納	敏	和

福岡地方裁判所長	白	石	哲
福岡家庭裁判所長	岸	和田	一
佐賀地方・家庭裁判所長	岩	木	宰
長崎地方・家庭裁判所長	増	田	隆
大分地方・家庭裁判所長	三	浦	透
熊本地方裁判所長	瀧	華	聰
熊本家庭裁判所長	大	泉	一
鹿児島地方・家庭裁判所長	松	井	英
宮崎地方・家庭裁判所長	永	井	裕
那覇地方裁判所長	増	田	稔
那覇家庭裁判所長	遠	藤	真
仙台地方裁判所長	大	善	文
仙台家庭裁判所長	窪	木	稔

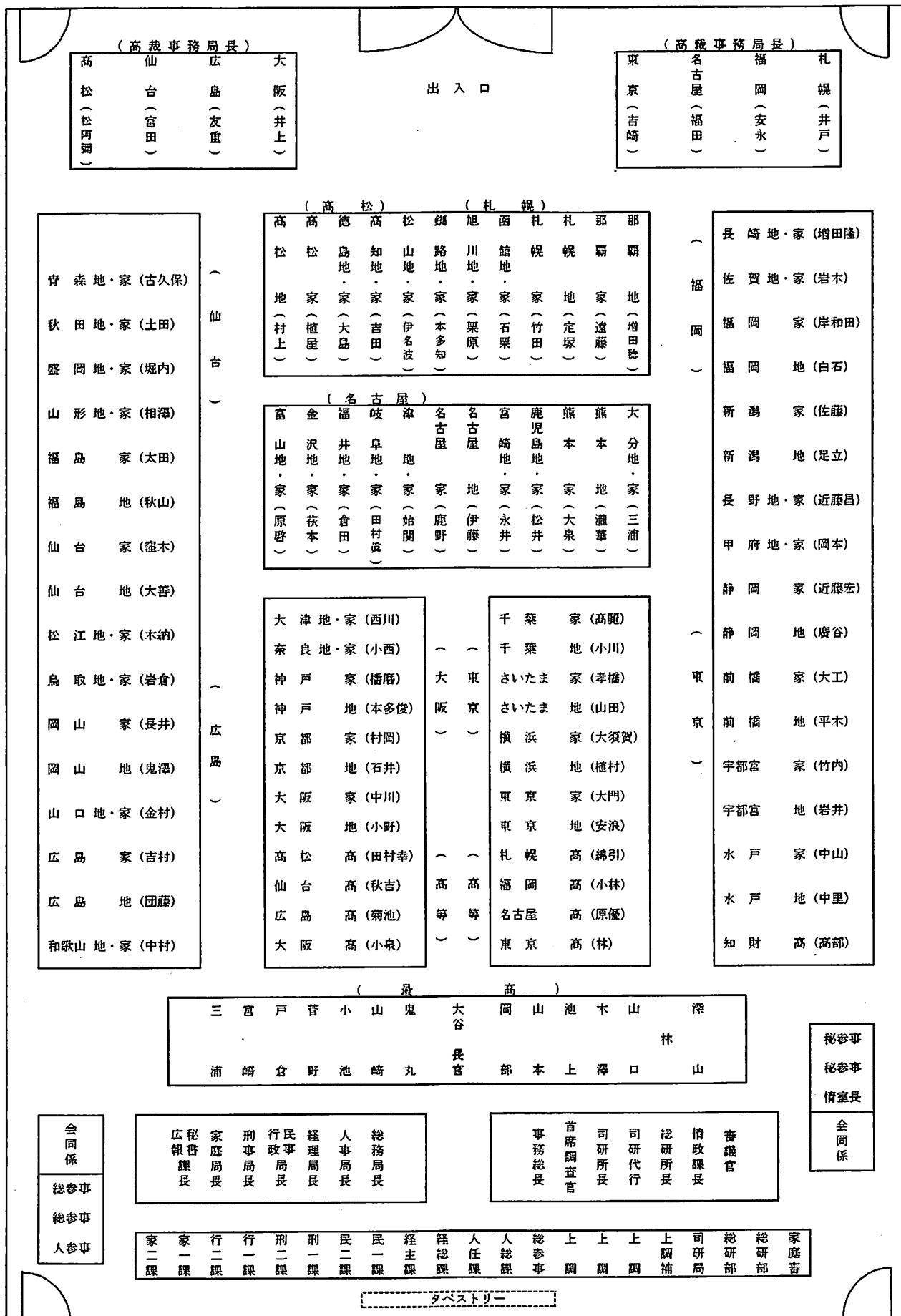
福島地方裁判所長	秋	山	敬
福島家庭裁判所長	太	田	晃
山形地方・家庭裁判所長	相	澤	哲
盛岡地方・家庭裁判所長	堀	内	満
秋田地方・家庭裁判所長	土	田	昭
青森地方・家庭裁判所長	古	久	保
札幌地方裁判所長	定	塚	誠
札幌家庭裁判所長	竹	田	光
函館地方・家庭裁判所長	石	栗	正
旭川地方・家庭裁判所長	栗	原	壯
釧路地方・家庭裁判所長	本	多	知
高松地方裁判所長	村	上	正
高松家庭裁判所長	植	屋	伸
			一

徳島地方・家庭裁判所長 大島眞一

高知地方・家庭裁判所長 吉田肇

松山地方・家庭裁判所長 伊名波宏仁

平成30年度長官所長会同席図(大会議室)



平成30年度長官所長会同進行予定

●第1日目 6月20日(水)

協議事項	意見表明庁	時間	備考
最高裁判所長官挨拶		9:30~ 9:40	10分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政の方策について	(民事) 千葉地裁(小川) 奈良地家裁(小西)	9:40~10:45 (10:45~11:00)	65分 (休憩15分)
(1) 各事件分野(民事・刑事・家裁)における裁判部門の現状と課題をどのように認識しているか。 この1年間で実情は変化しているのか、変化していないのか、今後の施策や取組を考えていくうえで、まず、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。率直に各庁の実情を伺いたい。	(刑事) 鳥取地家裁(岩倉) 仙台地裁(大善)	11:00~12:00 (12:00~13:00)	60分 (昼食)
(2) 上記課題の検討の中心となるべき部総括裁判官(部のない家庭裁判所においては上席裁判官)に対する働きかけは、どうあるべきか。	(家庭) 名古屋家裁(鹿野) 宮崎地家裁(永井)	13:00~14:15 (14:15~14:30)	75分 (休憩15分)
(3) (1)で議論した各分野の問題意識や課題について、まず、部の内部で共有し、さらに、部や庁を超えて、その解決に当たっていくために、どのような方策を講じていくべきか。		14:30~15:45 (15:45~16:00)	75分 (休憩15分)
		16:00~17:00	60分

●第2日目 6月21日(木)

事務的協議事項	意見表明庁	時 間	備 考
2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割 (1) 裁判手続のIT化について		9:00~10:35 (10:35~10:50) 10:50~12:00	95分 (休憩15分) 70分
(2) 本庁による支部(出張所)の実情把握と本庁からの支援について			

(※) 高裁事務局長 事務連絡(秘書課会議室) 13:30~15:30

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 同
家庭裁判所長

平成30年6月20日、21日開催

協議事項（1日目（6月20日））

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）における裁判部門の現状と課題をどのように認識しているか。

この1年間で実情は変化しているのか、変化していないのか、今後の施策や取組を考えていくうえで、まず、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。率直に各庁の実情を伺いたい。

- (2) 上記課題の検討の中心となるべき部総括裁判官（部のない家庭裁判所においては上席裁判官）に対する働きかけは、どうあるべきか。

- (3) (1)で議論した各分野の問題意識や課題について、まず、部の内部で共有し、さらに、部や庁を超えて、その解決に当たっていくために、どのような方策を講じていくべきか。

民事事件 千葉地裁	1
奈良地家裁	5
刑事事件 鳥取地家裁	9
仙台地裁	13
家庭事件 名古屋家裁	17
宮崎地家裁	21

事務的協議事項（2日目（6月21日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

- (1) 裁判手続のIT化について
- (2) 本庁による支部（出張所）の実情把握と本庁からの支援について

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）における裁判部門の現状と課題をどのように認識しているか。

この1年間で実情は変化しているのか、変化していないのか、今後の施策や取組を考えていくうえで、まず、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。率直に各庁の実情を伺いたい。

- (2) 上記課題の検討の中心となるべき部総括裁判官（部のない家庭裁判所においては上席裁判官）に対する働きかけは、どうあるべきか。

- (3) (1)で議論した各分野の問題意識や課題について、まず、部の内部で共有し、さらに、部や庁を超えて、その解決に当たっていくために、どのような方策を講じていくべきか。

(千葉地裁)

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

1 民事分野における裁判部門の現状と課題

民事分野の裁判部門においては、部の機能の活性化、合議の充実等によって事件処理の質の向上を図ることが重要な課題であることやその意義等についての各裁判官の理解は、当庁における各種会合等で話題事項とすることや各種協議会の結果のフィードバック等を通じて、相当程度進んできているように思われる。

当庁でのこの1年間の状況をみると、まず、昨年4月から民事部5か部のうち非訟部を除く通常部4か部で、すべて右陪席裁判官が2人となり、人的な体制として、部の機能の活性化の前提が整えられた。そして、合議の充実のための具体的な方策についても、民事部の裁判官から構成される「部の機能活性化検討小委員会」で検討を進めており、その提言を受けて、昨年秋から、高裁から提供される破棄判決等の利用について、これまで部内での検討状況を民事部の裁判官が

全員出席する民事部会へ発表するという形式をとっていたのを改め、より実効性のある活用を図るという趣旨で、民事部全体を2つに分け、検討するにふさわしい判決を選んで意見交換を行うこととした。また、高裁裁判官との座談会も、具体的な事例に即した実質的な議論がされるようになってきている。

さらに、弁護士会との間でも、「民事訴訟の運用に関する協議会」が開催されているが、この1年間は、争点整理（求釈明及び期日間準備）をめぐって、本音の議論ができてきているように思う。その他、若手弁護士と陪席クラスの裁判官との間で立ち上げた若手研究会においても、争点整理の充実を図るために審理の運営等に関する問題を取り上げ、熱心に議論している状況にある。

こうした取組みを通じて、裁判官の意識としては、自分の担当する事件を迅速に処理するには、自分の事件以外のことにはあまり関心を持たず、できる限り無駄なことはしないというこれまでの姿勢から、他の部のやり方などにも関心を持ち、多くの人と議論をして審理や判断の内容を深めていこうという姿勢に変化してきているように思われる。

しかし、当庁においても、2年超の長期未済事件が徐々に増加しつつあるのが現状であり、上記の取組みや裁判官の意識の変化によって目に見える形で効果があがっているとはい難い状況にある。また、合議の充実の必要性自体は理解しつつも、各裁判官が目の前の事件処理に追われる状況に陥りがちであることは否定できない。例えば、大型の事件が終結間近である場合等、進行中の単独事件の付合議が困難となる場面もある。

さらに、右陪席裁判官が、単独事件の方が負担は少ないとして付合議に消極的になり、部総括裁判官も、それをそのまま放置しているという状況もあり得る。本来、法律家にとっては、疑問に思ったことについて意見を述べ合い、議論をして方向性を見出していく合議の作業自体は「楽しい」ものであるはずだが、合議を充実させることで判断の質を向上させることの必要性の理解が表面的なものにとどまるときは、現状肯定の「楽な」方向に流れやすいことも確かである。

このような実情を踏まえると、依然として、各裁判官の意識の深まりにもばら

つきがあって、裁判官において審理や判断の質を向上させることの必要性を自らの問題意識として主体的に受け止めていない面があることは否定できないところであり、この点については、引き続きの課題であると考えている。

2 部総括裁判官に対する働きかけ

部総括裁判官は、裁判体の裁判長であるとともに、司法行政上、部の事務の取りまとめに当たる立場にある。したがって、職種や経験を異にするメンバーから構成される部を一つのチームとして束ね、そのマネージメントをする役割を担うことになる。そして、裁判の面においては、部の中で合議を充実させ、判断の質を向上させる上で最も重要な立場にあることはいうまでもない。そのために、部総括裁判官に組織運営能力や部の枠を超えた組織全体からの視点が求められるのも当然である。

当庁の部総括裁判官も、特に民事部の部総括裁判官は、自らの事件処理に追われている傾向にあることは否定できないものの、総じて、裁判所内での自らの役割の重要性を自覚して、円滑な組織運営に努めていると思う。また、部総括裁判官にとっては、裁判所を支える部のメンバーの個々の能力を向上させるという役割も重要であり、左陪席クラスへの指導も合議を通じて熱心に行われている。しかし、左陪席クラスに比べると、次の部総括候補ともいるべき右陪席クラスについては、育成・指導が疎かになりがちであり、その意味でも、部総括裁判官には、部の機能の活性化の意義についての意識の向上や更なる自覚が求められるし、所長による右陪席クラスへの直接的な働きかけ等のバックアップも必要となる。

所長としては、部総括裁判官に対し、裁判所全体の課題等について積極的に情報発信をして問題意識を共有するようにし、その問題意識に基づいて改善を目指すよう働きかけていく必要があるが、その働きかけも一方的なものにならないよう留意する必要がある。引き続き、部総括裁判官との間で、個別面談の実施等を含め、気軽に相談ができる、意見交換ができる環境を確保していくことが重要であると考えている。

3 問題意識や課題の共有化及び解決の方策

まず、部の中で問題意識や課題を共有化するには、部でのミーティングの活用が考えられるが、いずれにせよ、部の中で問題意識を共有できるようにするには、部総括裁判官が日常的に部のメンバーに対し自らの言葉で問題意識を伝えていくことが重要である。

次に、部を超えて庁全体で問題意識や課題を共有化し、その解決策を検討するには、まずは、各部の裁判官の参加する民事部会、研究会、勉強会等を活用してしっかりと議論をし、自分たちの問題として改善に向けた検討を行うことが重要である。刑事部については、裁判員裁判という裁判所全体で取り組む共通の課題が存在するが、民事部としても、裁判所全体の大きなテーマである「裁判手続のIT化」の検討を契機として、民事訴訟にとって共通の課題である争点中心主義の審理の実現に向けて、今後積極的に取組みを行っていきたい。

なお、当庁には、裁判官が10人以上配置されている大規模支部から、裁判官が1人の小規模支部まで、合計7つの支部があるが、支部の裁判官と常に問題意識を共有できるよう、各支部に適切に情報を提供するとともに、各支部長から支部の実情を踏まえた意見を述べてもらうこと等も重要である。

その他庁を超えた取組みとしては、高裁裁判官との座談会も、高裁による破棄判決等の還元とともに、一審の裁判官にとって、質の高い判断とは何かということを理解し、自らを振り返るための絶好の機会であると考えているし、他庁の取組みについての情報の共有化も、問題意識を深めるための方法として有用である。また、弁護士会との運用協議会等も、民事訴訟を共に作っていく関係にある弁護士との間で実質的な意見交換をして、争点中心の審理の必要性等の問題意識を共通のものとし、部や庁の枠を超えて審理や判決のあり方等を見直すよい機会になると考えている。

部や庁を超えたこれらの取組みは、直ちに効果が生ずるという性質のものではないかもしれないが、これらを定着させていく必要がある。そのためには、所長の役割が重要であり、当職も、積極的に情報発信を行っていきたいと考えている。

(奈良地家裁)

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

1 民事における裁判部門の現状と課題をどのように認識しているか。

(1) 民事部の現状

本庁民事部は、部総括裁判官1人、右陪席裁判官3人、左陪席裁判官2人であり、2つの合議体を構成している。平成27年3月までに単独事件から合議事件に割り替えた件数が多く、一時期合議事件の未済件数が150件を超え、事件処理が滞るようになったため、同年4月から、合議事件の処理に集中して未済件数を減少させるようにした。その結果、平成28年3月には未済件数が100件程度に減少し、その後、合議事件の未済件数は落ち着いており、2年超の長期未済事件も20件程度で推移している。単独事件の長期未済事件（担当裁判官4名）は、合計10件程度で、漸減の状況にある。

(2) この一年間の取組と変化

本庁民事部では、合議事件の審理において、期日間での合議をこまめに行うようになり、釈明権を積極的に行使して口頭議論を活性化するようにしたり、当事者の主張が入り組んだ事件等では争点整理案を作成して当事者の主張を明確にするなど、争点整理の種々のプラクティスを実践しており、長期化しがちな未済事件の処理に一定の効果を上げた。しかし、一昨年度からの課題である合議未済事件の処理に力点を置き、件数がある程度落ち着いた昨年度も、引き続いて合議未済事件の処理に力を注ぎ、合議事件数を安定させることに意を用いたため、付合議の取組はあまり進まなかった。また、部総括裁判官や右陪席裁判官は、訴訟事件以外にも執行、破産等の非訟事件を担当し、左陪席裁判官は、令状事件等を担当しており、それらの負担から合議体の三人が合議（評議）に注力しにくい状況にあることに加え、未済件数の減少という成果も表れたことから、事件処理の質を高めようとの意識があまり高まらず、合議（評議）の在り方についての部内でのコンセンサスも必ずしも形成されていない。その結果、右陪席裁判官の合議（評議）への関与にも共通認識が形成されず、

個人差が生じている。

合議を取り扱う支部では、従前、民事訴訟事件の係属性数が多く、事件処理の効率に配慮して、ほとんどの事件を合議に付さないで単独で処理していたが、合議体による審理の充実の取組として、平成29年4月からは、民事合議事件の裁判長を担当する支部長の事務負担を軽減した上、合議相当の単独事件を合議事件に割り替えるようにし、この一年で相当数の事件を合議に付した。そして、右陪席裁判官が隨時、事件の処理方針や心証等について左陪席裁判官からの相談に応じる態勢を取るようにしており、合議事件の処理への関与が相応にできている。

当庁は、小規模庁であり、本庁、支部とともに、単独事件を担当する裁判官は少なく、また、事件類型もさほど多様ではない。そのため、他から刺激を受ける機会が少なく、自己の単独事件処理について、特に問題点を指摘されなければ、満足してしまう傾向があり、そのため、裁判の質の向上に向けた取組の程度は、個人の意識の差がそのまま反映されることになるものと思われる。裁判官が自らの審理判断を客観的に振り返るための方策として、①高裁裁判官との懇談会、②大規模庁（大阪地裁）の取組（模擬弁論準備、交通事件担当裁判官の意見交換会）への参加、③奈良弁護士会との協議会（年4回）、④司法研修所の研究会等への参加とその還元を行っているが、まだ、裁判官が上記の成果等を自らの審理運営に反映させたといった変化まではみられない。また、部内でのいわゆる棚卸の検討も十分とはいえず、高裁からの戻り判決の活用についても、部総括裁判官が話題提供する程度で組織的な取組にまでは至っていないのが現状であり、裁判の質の向上は自己研さんで足りると考えていて、部全体で単独事件の処理に取り組むという意識が十分には育っていないと思われる。

2 上記課題の検討の中心となるべき部総括裁判官に対する働きかけは、どうあるべきか。

当庁のように民事部の部総括裁判官が一人であるところでは、合議事件の処理について他と比較されることはなく、事件処理の成果が表れ、特に問題点の指摘

を受けることがなければ、自分のやり方に疑問を抱かず、自己の事件処理を顧みてより質の高い審理をするという意識が高まりにくい状況があるものと思われる。所長としては、部総括裁判官に対し、他からの刺激を与えて、自己の事件処理を顧みさせるようにし、事件処理の質を向上させるという意識付けを行う必要がある。具体的には、以下の働きかけがある。

(1) 所長からの意識啓発

小規模庁であればこそ、所長と部総括裁判官との距離は近く、日常的に打合せをしやすい環境にある。所長として、まずは、部総括裁判官と頻繁に接触するなどして信頼関係を構築しつつ、よくコミュニケーションをとって、部総括裁判官に課題の意義や重要性を得心させて、各種の取組への意欲や自主性を引き出した上で、当庁における方策について協議を行うようとする。

(2) 部総括裁判官同士の交流の場の設定

民事1か部という小規模庁では、他の部総括裁判官との交流の機会が少ない。合議充実のための様々な工夫例や、部運営についてのアドバイスを他の部総括裁判官との交流によって得ることも重要であり、大阪地裁の通常部裁判長連絡会（意見交換会）へのオブザーバー参加等を提案するなど、他の部総括との交流の場を設定するように働きかける。

3 1で議論した民事の問題意識や課題について、まず、部の内部で共有し、さらに、部や庁を超えて、その解決に当たっていくために、どのような方策を講じていくべきか。

(1) 部内での問題意識や課題の共有について

所長としては、裁判官全員に対して、課題の意義や重要性の意識付けを行う必要があるが、特に、上記2で述べたように部総括裁判官に対して働きかけを行い、部総括裁判官において、部内で議論を行い、陪席裁判官の意向や考えをよく引き出した上で実のあるコンセンサスを得ていくことが求められる。その場合、部総括裁判官にやらされ感を持たせないように、先に述べたとおり所長が部総括裁判官とよくコミュニケーションをとって、部総括裁判官に課題の意

義や重要性を腹に落とさせて、自発的に取組を行うように後押しすることが重要であると思われる。

(2) 部や庁を超えた取組について

部内だけの議論では自己完結してしまうおそれもあるので、他からの刺激を受けることも大事である。当庁のように民事1か部しかない庁においては、庁を超えた取組が必要になってくる。この意味で高裁との意見交換会や弁護士会との協議会は重要なものであるが、単に協議会を開催したというのではなく、中身のある議論をする必要があり、昨年度から実施している事例検討方式での意見交換はとても有益である。また、大阪高裁管内の同規模庁（大津地裁、和歌山地裁）との間で、テレビ会議システムを用いるなどして定期的に意見交換を実施することは、同規模庁における取組を知る機会になり、お互いに刺激し合える有効な方策である。さらに、大規模庁との交流として、現在、実施されている右陪席クラスの企画への参加のほか、大阪地裁の通常部裁判長連絡会への部総括裁判官のオブザーバー参加を促し、部総括裁判官の意識付けや認識の共有化、裁判官のスキルアップ及び裁判官が自らの審理判断を客観的に振り返る機会の確保を図り、消極的になりがちなメンタリティを克服する方向づけをしていく必要がある。

1 問題の所在

刑事分野の現状と課題を検討するにあたって、裁判員裁判の運用状況を検討することは避けて通れない。なかでも、公判前整理手続を含めた審理期間については、なお長期化する傾向がやまず、裁判員裁判において改善すべき課題として指摘されて久しいところである。特に、否認事件においては、平成27年から、平均審理期間及び平均整理手続期間ともに長期化傾向が止まらない。当庁においても、平成27年から平成30年1月までの平均公判前整理手続期間は、自白事件では6.9月と全国平均（6.2月）よりやや長い程度であるが、否認事件では15.0月と全国平均（9.8月）の約1.5倍になっており、母数が少なく、個々の事件の特徴が出やすいことを考慮しても、決して満足すべき状況にない。

当職は、部総括が出席するいくつかの刑事事件担当裁判官協議会に参列する機会を得たが、そこでは、各庁の部総括等が、量刑の考え方と評議の在り方、直接主義と人証化、刺激証拠の取扱い等、裁判員裁判のプラクティス改善のための諸課題については、熱意を持って日々まじめに取り組んでいる様子がうかがえた。

また、公判前整理手続に関する模擬設例の検討においても、個々の問題点について的確な指摘がなされていた。それにもかかわらず、なお、上記のとおり、公判前整理手続の長期化の傾向が止まらないのはなぜか。その要因の一つとして、裁判官が、公判前整理手続において、上記個別の諸課題については意識して取り組むものの、他方で、審理で予期しない問題点が生じ、裁判員の参加する審理を混乱させることを懸念する余り、証拠を見ている当事者の主張や証拠請求を整理することにためらいを感じ、その結果、手続の主宰者として、十分なリーダーシップを発揮できないでいることが挙げられないだろうか。また、その背景に、公判前整理手続で核心となる争点に絞り込むことで、刑事裁判に求められる機能を果たすとともに迅速な裁判を受けるという被告人の権利に応えようとする裁判員裁判の大局的目標についての意識が希薄化し、あるいは、その優先順位が下がっていることも懸念されないだろうか。

部総括を始めとした、裁判員裁判を主宰する裁判官には、今一度、刑事裁判の目標や裁判員裁判の理念を再確認し、それらの達成に向けて、事案の行方を見極める力、当事者と議論するなかで的確に争点を整理していく交渉力等の、実践的能力を含めた力量を更に磨いていくことが求められるだろう。

2 上記問題点に対する取組の現状と今後の方策

上記1で指摘した力量を、裁判員裁判を担当する部総括等に身に付けさせるためには、それに資する方策につき、部総括はもとより、所長を含めた裁判所全体で地道に取り組んでいくことが求められる。

ところで、裁判員裁判を担当する部総括は、①司法研修所や刑事事件担当裁判官協議会等での議論の成果に現れた知見等を正しく習得するとともに、②それを実際の事件の中で、自分の武器として使いこなしていくなかで、こうした力量を身に付けていくものと思われる。このうち、①については、個々の裁判官において、そのような知見を習得する強い意欲を持つことのほか、独善的ないしは表面的な理解にならないよう、他の裁判官と意見交換することが有益である。また、②については、実際の事件に当たって苦労し、あるいは模擬設例を材料に他の裁判官等との議論を経る中で、自己の知見を絶えず検証し、必要な改善を重ねていくことが有益である。なお、模擬設例については、従前は、判決書も含め、全ての主張書面等を素材とし、審理全体を事後的に振り返る形式のものが多かったが、そのほかにも、争点整理の途中段階の資料を前提として、当事者が推認力の弱い間接事実の主張立証にこだわる態度を見せた場合等の事例も設定し、そこでいかに的確な対応をとるかを考えさせ、あるいは、裁判長役のほか、当事者役にも裁判官を充て、裁判所が把握していない証拠を有している当事者の視点からする模擬争点整理を経験させ、その上で、進行途中の争点整理手続における争点の見極め、そこでの戦略の練り方、当事者に対する議論の持ち方等について、若い部総括だけでなくベテラン裁判官も交えて議論させるなどすることで、ノウハウも含めたより実践的な力を身に付けさせることも試みてはどうだろうか。所長としては、こうした観点を踏まえ、部総括の力量を挙げるため、実践的かつ多様な

方策を採っていくべきである。

当庁においては、裁判員裁判制度発足当初から平成30年1月末までの裁判員裁判対象事件の新受累計は29件と、全国平均はもとより、広島高裁管内5府の平均をも大きく下回っている。また、刑事部総括は、当庁で初めて部総括になる者が多く、裁判員裁判自体の経験は相応にあっても、裁判長として手続を主宰した経験は少ない。所長としては、こうした実情に配慮しながら、部総括の力量を上げる方策に取り組んでいく必要がある。

現在、当庁においては、(a)平成21年度から裁判員裁判に関する法曹三者意見交換会を年2回開いて、問題意識の共有化に努めるとともに、(b)平成26年から、2か月に1回のペースで、広島高裁管内5府（なお、広島と岡山は平成28年から参加）の刑事担当裁判官が、テレビ会議システムを用いて、輪番制で出題された協議事項について、意見交換を行っている。(a)につき、平成29年中に開催された法曹三者意見交換会で、部総括が、弁護人側のメリットも含め、裁判所の意図するところを丁寧に説明することで、起訴後早期の打合せ等、公判前整理手続の効率的進行についての共通認識を得た。(b)については、部総括間の発案により始まったものであり、平成29年度は、秘匿事件の具体的な取扱いについて議論して認識を共有したほか、司法研修所での実務研究会参加者からの報告、刺激的証拠や取調べの取扱い、公判前整理手続における訴因変更等の各府が当面する問題等について活発な意見交換が行われた。なお、平成29年12月20日に、広島高裁で管内刑事実務研究会が開かれ、広島高裁の本庁、岡山・松江支部において控訴審判決がなされた事件を題材に、公判前整理手続の進行や争点整理に在り方等について、高地裁裁判官の間で極めて活発な議論があったが、上記(b)により、日頃から意見交換を重ねていることが、活発な議論を生み出していると感じられた。

ところで、広島高裁管内刑事担当裁判官による上記テレビ会議は、当庁にあつては、係属件数の少なさを補う貴重な資源となっているところ、これを発案した部総括の異動や各府における繁忙状況の変化により、参加者の熱意が薄れ、議題

の提出等が消極的になると、その有用性は半減する。そこで、同管内所長事務打合せ等を利用して、上記会議が失速しないよう、管内各所長とその有用性について認識を共有しながら、参加者の熱意を後押ししていきたい。また、当庁では、法曹三者による裁判員裁判の模擬評議が行われていない。そこで、その実現に向けて、当地の検事正や弁護士会長に働きかけてその理解を得るなど、その実現に向けての環境整備に努めるとともに、管内5庁あるいは隣接庁と連携しながら、模擬評議のほか、上記のような模擬争点整理等の実施も視野に入れていきたい。

3 部総括への働きかけについて

上記各方策を実施するにあたっては、部総括に対し、その必要性や趣旨について正しく理解してもらうための働きかけが必要である。それがなければ、部総括に、やらされ感や負担感を抱かせてしまい、所期の効果は得られないだろう。そこで、所長にあたっては、例えば、裁判員裁判についての部内検討会に参加した機会などに、核心司法の理念を語り、あるいは、他の裁判官等と議論することで自らの考えを検証することの重要性や面白さを伝える等により、部総括自身にそうした方策に積極的に関与することの動機づけを行っていきたい。

なお、部総括には、個々の事件処理だけではなく、陪席裁判官や書記官を育成し、緊急事態発生時に的確に対応するための司令塔となる能力と役割が求められる。部総括がこれらの能力を向上させることは、部の能力の向上につながり、ひいては、広い意味での裁判の質の向上につながると考える。所長としては、部総括が、上記能力を向上させていくような方策も、併せ講じていく必要がある。そこで、当庁では、例えば、陪席裁判官の育成につき、模擬事例を材料に所長と部総括及び米子支部長が自由に意見交換する機会を設けることで、陪席裁判官育成のノウハウを共有させ、あるいは、情報流通に関する模擬事例を幹部職員とともに検討する機会を設けることで、事件部としての視点だけでなく、事務局の視点からの問題点に気づかせることなどにより、部総括の上記の意味での力量も伸ばそうと努めている。

(仙台地裁)

1 現状と課題（庁の実情にどのような変化改善が見られるか）

(1) 公判前整理手続の長期化等の問題

公判前整理手続の長期化等の問題は従前から指摘され、昨年度の長官所長会同でも、議論がなされた。

事件統計を見ると、当庁では、平成28年に短縮化した平均審理期間が、平成29年は再びやや長期化している（ただし、これは弁護人の特殊事情で長期化した事件や複雑困難事件が複数終局したこと等の影響もある。）。もう少し推移を見る必要があるが、様々な要因から審理期間が長期化する事件が増加していると思われる。

各種研究会や協議会で公判前整理手続の長期化等が議論され、この1年間、当庁でも、各種協議会等において、具体的な事例に基づき、公判前整理手続のあり方等について議論し、裁判官の間では、迅速かつ適切な公判前整理手続の実現を意識し、コンパクトな審理を心がけていることがうかがえる。それでも、公判前整理手続の期間につき明確な改善の傾向が見られない状況にある。

公判前整理手続が長期化する要因は、事案の複雑困難性のほか、当事者の対応（特に弁護人が早期に方針を明らかにしないこと）、追起訴や訴因変更の関係、他事件の関係等の様々な事情が考えられ、分かりやすい審理を実現するために工夫した結果、公判前整理手続期間が長くなることもあり、やむを得ない事情も多いと思われる。しかし、高裁管内や南東北4庁の協議会等で取り上げられる事例を見ると、非典型事件を中心に、公判前整理手続が長期化、詳密化し、争点整理が精密化している（それに従って判決書も詳細になっている）という印象を受けることがある。公判前整理手続が長くなる事情として、非典型的な事件を中心に、精密な思考、審理や評議を予定どおり進行させたいという裁判官のメンタリティから、必要以上に丁寧かつ詳細に争点を整理し、それが詳細な審理計画、公判前整理手続の長期化につながっていないだろうか。また、事件処理に問題はなく、裁判員等のアンケートの結果による感想も良好である

ことから、複雑困難な事件を中心に、審理や評議が不十分になるリスクを考え、審理を核心にしほるような工夫をするより、詳細に争点整理して、無難にこなしていく傾向はないだろうか。裁判員制度施行から数年間、核心司法、公判中心主義の実現を目指して様々な工夫や試行錯誤を重ねたが、公判前整理手続のあり方をより良い方向に工夫していくという意識が以前に比べてやや低くなっていると感じことがある。

(2) 裁判員候補者の出席率の低下、辞退率の上昇の問題

全国の統計によると、裁判員候補者の出席率は低下し、辞退率は上昇している。当庁においては、辞退率は、過去3年間を見ると、平成28年に低下したが、平成29年は上昇している（なお、平成27年に低下した出席率は、平成29年は上昇している。）。

出席率低下及び辞退率上昇の要因の一つとして、人証を中心とした証拠調べの時間や評議時間が長くなつて職務従事期間が長期化する傾向があるという点が指摘されている。

当庁において、裁判官の間では、問題意識を持ち、必要な証拠調べを十分検討し、評議について余裕を持たせすぎないようにバランスをとつていこうという意識自体は深まっていると思われる。しかし、一般的には、裁判官のメンタリティとして、評議等が不十分にならないように、安全運転として余裕を持った審理や評議を検討する傾向になりやすいことも否定できないところであると思われる。裁判員の負担や十分な意見交換という観点から一定の余裕も必要であるが、その上でよりコンパクトな審理や評議を実現し、適切な職務従事期間が設定できるように工夫していくという意識を常に持ち続ける必要がある。

また、裁判所外に赴いて学校や団体に対して出前講義等を行うという取組を行っているところ、これまで以上に裁判員経験者を介しての出前講義等の取組等を積極的に展開し、裁判員経験者の感想を広く知つもらうなど、裁判員裁判の広報のあり方を検討していく必要もある。

2 部総括裁判官に対する働きかけ

部総括裁判官は、事件処理に取り組むとともに、部の運営にあたる者として、陪席裁判官の状況を把握し、書記官室と連携しながら、部としての課題を掲げ、それに向けて部全体で取り組んでいく役割がある。所長としては、現状の分析や課題の設定について、部総括と十分に認識を共有し、必要なバックアップをしていく必要がある。

また、部総括は、事件処理や部の運営を考える上で、他部や他庁の状況等について把握することが大変参考になるから、他部や他庁の部総括と意見交換の機会を持つことも有益である。

部総括は、日々の事件処理を行っている立場として、事件処理やそれに関連する問題に対する関心が中心になり、組織課題であっても部や事件処理に直接関係しない事柄についてはやや関心が薄くなり、事件処理が問題なく処理されていれば、現状を肯定し、無難に事件を処理する方向に意識が行きがちである。所長は、部総括との間で、司法行政の問題や上級庁からの情報提供等を伝え、意見交換することも多いが、そのような機会に、大局的かつ長期的な視点から意見交換し、現状や課題について問題意識を共有していくことが重要である。裁判員裁判についても、現状に問題がないように見えても、現状から少しでも理想の方向に変えていく意識を持ち続けられるように、意見交換し、問題意識を共有していくことが重要である。

3 解決に当たっての方策等

(1) 上記1の課題に関する取組として、部や庁を越えて、具体的な事例に基づいて振り返りの議論が活発に行なわれている。

当庁では、高裁管内の刑事裁判官の協議会等において具体的な事例を取り上げて議論したほか、南東北の4庁において、具体的な事例について、公判前整理手続や公判審理のあり方等について、批判的観点から踏み込んだ議論を行い、さらに、当庁の刑事部2か部の裁判官に高裁刑事部裁判官も加わり、具体的な事例を取り上げて意見交換している。他部や他庁の裁判官の率直な意見は、自己の審理のあり方を振り返る意味で有益であり、このような議論を継続し、議論の

成果を実際の事件の審理に応用工夫するということを地道に粘り強く続けていく必要がある。

- (2) 前記1の公判前整理手続の長期化や職務従事期間の課題については、裁判官がどのような意識で手続に臨むかによっても変わってくると思われる。所長としては、前記の事例検討会等に出席する機会があり、それ以外にも部総括を始め裁判官と意見交換する機会も多いことから、そのような機会に、裁判官との間で、裁判員裁判が発展途上にあり、核心司法や公判中心主義の実現のため、現状から理想の方向をめざして変えていくという意識を持ち続けられるように問題提起し、問題意識を共有していく様に後押ししていくことも必要である。
- (3) 適切かつ迅速な公判前整理手続や公判中心主義の実現には、法曹三者において、共通の認識のもとに連携して課題に取り組んでいくことが不可欠である。当庁では、法曹三者の取組として、個々の事件後の反省会のほか、裁判員裁判に関する法曹三者の協議会（テーマとして、公判前整理手続の長期化の問題等も取り上げた。）、模擬裁判及び模擬評議（その後の意見交換）等を行なっており、法曹三者で現状と課題について共通の認識を持ち、議論の成果を共有できるようにするために、このような取組を継続する必要がある。ただし、意見交換の成果が広く法曹三者に共有され、その後の事件処理に生かされているかという点ではいまだ課題がある。法曹三者で共通の認識を持ち、議論の成果が全体に広く還元できるようにするために、どのような方策が考えられるか部総括とも意見交換し検討しているところであり、必要ならば所長から検事正や弁護士会長にも働きかけていきたいと考えている。

(名古屋家裁)

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

1 家裁分野における裁判部門の現状と課題

後見等監督については、ここ数年の全国的取組により、後見人の裁量を尊重し、解任事由の有無を調査するという目的に沿った監督方法が支部に至るまで浸透しており、成果は上がっている。ただし、本年のブロック協議会でも問題提起されたように、形式的には合理的な監督方法が採用されていても、その趣旨が忘れられてしまえば運用において種々の問題が生じるので、人事異動によって裁判官及び書記官の理解が薄れることのないようにする必要がある。また、制度趣旨の理解は、現在進められている後見制度利用促進計画に沿った取組においても必要となるものであるが、この取組は事務局を含めた管理職レベルが中心に活動しているため、ヒラ書記官においても十分な理解が浸透するよう配慮が必要である。

調停事件の運営に関しては、家事事件手続法施行以来、裁判官の積極的関与の必要性が全国的に喧伝され、裁判官、調停委員及び当事者の認識共有のための具体的工夫が毎年のようにブロック協議会等で取り上げられていることもあって、各家裁本庁裁判官においては問題点を意識した改善意欲が高まっている。しかし、現実に調停を進める調停委員への浸透が十分とはいがたく、また、意欲の低い裁判官のもとでは、旧態依然とした運営が残ってしまっている危険性も否定できない。特に支部において問題となり得るが、成立率や係属期間という数字の点を超えて、調停がどのように運営されているかを外部から把握することは困難なところもあり、調停運営の改善は、家裁において終わりのない課題である。

調停・審判のうち、別表第二の子に関する事件については、調査官による検討が進み、調停委員会が適切なタイミングで調査を求めるための言語化ツールを作成したり、当事者への有効な働きかけであるいわゆる親ガイダンスを実施したりすることで、より適切な運営ができるようになりつつある。しかし、裁判官や調停委員において、このような調査官の取組を十分理解して活用するためには運用の実践が必要であり、当家裁では言語化ツールを用いた調査官と裁判官との連携

が本年度の課題とされている。

調停・審判のうち、遺産分割事件は、かねてから長期未済になり易い事件であり、当家裁は全国的に比べても長期未済率が高い。本来審判事項ではない前提問題や付隨問題をどこまで調停に取り込むかについて裁判官の中でも迷いがあるので、裁判官において事件が長期化することの問題意識を高めた上で、他管内の取扱いも参考に、対策を検討することが必要である。また、具体的対策の1つとして、遺産分割調停を効果的に進めることのできる調停委員の育成も課題である。

人事訴訟についても、審理期間の長期化の問題がある。民事訴訟を含めて経験の少ない裁判官もこれを担当しており、個人の能力差が大きい。審理方法の工夫等、改善の余地はあるはずであるが、各自が目の前の事件処理に追われ、同じ裁判官室で執務する本庁裁判官の間において具体的な事件処理についての相談はなされているものの、運営改善という大きな視点での裁判官同士の協議はできていない。支部裁判官との情報、意見交換もほとんどなされていない。

その他の別表1事件については、長期化しがちであった相続財産・不在者財産管理事件において、社会的問題提起から財務局の対応が変化しつつあること、不在者財産管理人選任の取消しによる供託が考えられることなど、新たな事件処理の手段が検討できるようになりつつあるが、具体的方策についての検討が進んでおらず、動きは遅い。また、児童福祉法の事件、涉外養子の事件など、事件数が多くはないものの、受理した場合に審理、調査の負担が大きい事件にどのように対応するかの態勢も整っておらず、その場での対応となってしまっている。

少年事件は、事件数減少の中で再非行者率が増加しており、再非行防止の要請が強い。補導委託の活性化の取組がなされ、名古屋家裁本庁においては相応の実績が積み重ねられているが、支部においては必ずしも増えていない。本庁の取組の継続と支部ないし高裁管内周辺府への伝播が課題といえる。その他、教育的措置の効果検証にも取り組む必要があるところ、現在の部総括は意欲的である。

以上のような各業務における課題につき、各裁判官は指摘されれば理解を示すものの、特に家事事件担当裁判官においては、目の前の事件処理に追われ、組織

的に対策をとることはできていない。家庭局や高裁から、あるいは所長から具体的な指示がなされた事項について対応するのがやっとという状況である。当家裁本庁においては、裁判官のレベル向上のため、高裁との勉強会や、本庁裁判官内の勉強会を開いているが、個別の論点に関しての意見交換が多く、審理方法改善についての議論はあまりなされていない。また、その結果について支部に対し知らせることもなかったが、これについては情報として提供するようにした。

2 部総括（上席）裁判官に対する働きかけはどうあるべきか

前記のとおり、家裁業務は多岐にわたり、それぞれに課題がある。各業務の課題に対応するためには、担当裁判官が意識し、あるいは情報を得て理解さえすればよい部分と、数人の裁判官、場合によれば一般職も加わって意見を交換し、工夫することにより初めて改善できる部分がある。部総括（上席）裁判官は、前者について、本庁の他の裁判官や管内の支部裁判官の意識を高め、情報を提供し、後者について、意見交換のリーダーシップをとる中心的立場にあるといえよう。しかし、裁判官はただでさえ自分の個々の事件処理に意識が向きがちなところ、自分が担当していない業務についてまでもこのような責務を果たさなくてはならないという意識を持つてもらうのは容易ではない。多くの家裁（地家裁を含む。）では、所長自身もいくつかの家裁業務を担当しており、部総括（上席）の数も少ないことからすると、家裁の部総括（上席）に対しては、所長における家裁業務全体の改善に向けた思いを常に直接ぶつけ、二人三脚で事に当たっていく必要があると考えられる。具体的には、家庭局等から示される問題意識、統計数値から見つかる問題、関係職種から提起される問題等、本庁と支部を通じて業務改善につなげるべき情報を、所長と部総括（上席）、さらに幹部職員との間で議論する機会を多く持つことで、組織として対応する意識を持たせることができる。後見等監督の取組においては、各庁において、所長を巻き込んだ取組がなされた故に、相応の効果を上げてきたものと評価できる。当家裁本庁の部総括の組織的向上意欲には個人差がみられたものの、必ずしも高い意欲を有していなかった者についても、組織的対応の必要性を何度も話すうちに変化がみられている。ただ、

部総括（上席）裁判官は外部機関との折衝等の業務負担もあるので、全庁的な業務改善への取組を求めるならば、事件負担を多少軽減する必要があるであろう。

3 解決のための方策

2のように、部総括（上席）と議論しながら、具体的にどのような方策をとることで1の各問題点に対応していくべきか。そもそも、1の各問題の根底には、家裁事件担当裁判官の数が少なく、家裁事件経験が必ずしも十分でない者も多いという問題がある。このことから、個別事件の処理や業務改善について相談しようとしてもその相手が身近にいない状況や、担当する業務の種類が多いためにそのうちの一部でしかない特定の業務について自らも深く考えて業務改善に取り組もうという意欲が出にくい状況が起こっている。対策としては、同種業務を担当する裁判官の連携範囲を広げ、協力態勢を強化すること、具体的にいえば支部と本庁あるいは異なる本庁間での情報、意見の交換を容易にするような状況を作り出すことが必要である。以前から、支部裁判官において疑問が生じれば本庁裁判官に問い合わせることはなされていたが、個々の裁判官の性格や知人関係によってかなりの差があったと思われる。小職の前任府家裁においても、本庁から支部に対し、事案相談を電話やメールで受け付けることのアナウンスを繰り返し、支部裁判官からの問い合わせについて本庁裁判官が協議し、意見の一致、不一致等にかかわらず理由とともに返答するという態勢を作ったことで、一定数の相談が増えたし、当家裁においても、若い期の裁判官を本庁の相談窓口に指定して明確にしたことの効果はみられる。また、人間関係が疎遠なことによる問い合わせの心理的障壁を下げるため、本庁と支部の家事担当裁判官によるテレビ会議システムを利用した昼食会等を定期的に開くことも考えられ、当庁においては、支部ごとにそれぞれ年3回程度を実施する予定である。

1 家裁における裁判部門の現状と課題

(1) 取組みと成果について

当庁では、この1年間についても、これまでと同様の取組みが行われている。すなわち、平成25年の家事事件手続法の施行以後現在までの間、指摘された課題や実行すべき施策については、多くの庁と同様に、プロジェクトチーム、検討会などを設けて意見交換し、開催される各職種の協議会等にも参加して、調停委員の研修で取り上げたり、事件処理要領の改訂といった成果物を作成するなどして取り組んできた。少年事件についても同様に、被害者関係などの法改正があれば、検討会や協議会を行い、処理要領等を作成するなどしてきた。この間の当庁の事件統計の数値では、家事事件は、既済は上下に変動するが上昇しているわけではなく、新受、未済が徐々に増えており、少年事件は、新受の減少傾向が続いている。調停については、調停の不成立率が減少する傾向にはない。少年事件については、再非行少年率は下がっていない。数値からは、これまでの取組みにより、どのような効果、成果が上がったのか、あるいは上がっていないのかを十分に把握できない。

当庁では、裁判官の経験が浅いことと((2))、調停に関しては調停委員の育成にあたり必要であることから((3)ウ)、これまでの様々な取組みの成果を利用しやすく整理することが課題になっている。

(2) 裁判官について

本庁の家裁専属の裁判官は、昨年4月に着任した上席1名であり、前任は家裁ではない。家事事件は、後見、審判、調停及び人事訴訟の各事件の2分の1程度を地裁の陪席裁判官3名がてん補して担当しており、少年事件は、保護事件全てを地裁の陪席裁判官2名がてん補して担当している。上席を含め当庁の裁判官は、家事事件手続法施行後の家裁の様々な取組みとその経過を断片的にしか知らず、取組みの前提となった事情等を理解しないまま取組みを継続したり、成果物を利用している。特に、てん補している裁判官は、初めて当庁で家

裁の事件を担当することになった者だが、この1年間経験を重ねたとはいえ、現在の実務に関する知識も経験も十分ではない。このため、担当している事件以外の事件について関心は薄くなりがちである。また、民刑の裁判官が家裁へてん補しているため、てん補裁判官同士が自主的に意見交換することは難しい。裁判官全員で問題や課題の家裁全体の中での位置付けや取組みの優先順位などについて話し合うことは、これまでの経緯が分からぬいため更に難しい。当庁では、上席がてん補裁判官とてん補日に意見交換して、日々の事件処理に支障が生じないように進めており、この現状は前年と変わらない。裁判官室、書記官室及び家裁調査官室間の相互連携には至らず、個々の事件毎に、担当する裁判官、書記官及び家裁調査官が意思の疎通を図っているが、家裁調査官が親ガイダンスなどで早期に関与する事件については、裁判官に他職種との役割分担が分かりやすく、調停等の進行が安定している。

本庁の裁判官室から、各支部への発信・支援はできていない。

本庁の裁判官について、上席が各事件につきてん補裁判官と意見交換し検討する機会と、家裁の課題につき全裁判官で意見交換する機会を制度的に設けること、その結果必要となる裁判官と他職種との調整・連携をてん補裁判官が担当するようにして、上席の負担を軽減して、上席がこれまで手を付けていない支部支援や後見利用促進法の求める中核機関の設置の調整に乗り出せるようになることが課題になっている。また、家裁調査官の作成する調査報告書、研究報告などについては、個々の裁判官がケース研究に参加するだけでなく、裁判官全員で説明を聴いて意見交換する機会を設ける必要性を感じている。

(3) 後見監督事件とそれ以外の家裁の事件について

ア 後見監督事件については、

を定着させるため、前年に引き継ぎ能力の高い職員を集中投下しており、この1年間で前年より本庁・支部とも定着が進んだが、過去の審査方式の経験者に担当者が交代する場合には、後見監督の趣旨を認識させるよう徹底しなければならぬのが現状である。

今後、能力の高い職員を後見から後見以外の事件の担当にどのタイミングで移していくのかが課題である。

イ 後見監督事件以外の家事事件は、事件処理統計上、当庁は全国の平均値と比べれば、突出して低いものはない上、どの事件も件数が多いとはいえない。しかし、調停担当の書記官については、前年より処理件数が増えており、調停期日には残業するなど繁忙感はある。そこで、調停の充実のため、評議の充実、職種間の連携、人事訴訟との連携など様々なテーマを検討し、新たに取り組むことに関しては、仕事や作業を増やすことになると受けとめられて積極的ではない。また、これまでの取組みにより成果を得た体験がない書記官は、取組み疲れしている。

書記官の意欲を高めるには、まず、繁忙感を減らすために、調停の1期日あたりにかけている時間の短縮と期日の回数を減らすこと、また、(1)のこれまでの取組みの成果を整理することによって、書記官が今後の取組みの必要性と分担すべき役割を理解し受け入れやすくするとともに、働き方改革とのバランスをとることが課題になっている。

ウ 調停委員

家事事件手続法施行以後、調停の既済件数は上下に変動しているが、上昇傾向はない。調停委員の人数は本庁・各支部ともにここ数年大きな変化はなく、最低でも2期4年間の在任期間があり、この間、毎年、内容は様々だが裁判所の研修と調停協会の自主研修が実施されていること、担当した事件については、裁判官と評議していることを踏まえると、積み重ねられて相応の実力が付いていることが期待される。難しい事件が増えたといっても、当庁の場合、全体の件数から見れば、既済件数を伸ばせないことは、それだけでは説明が付かない。

調停委員の育成は、最も重要な課題であり、研修テーマの選択や内容の検討のためには、これまでの取組みの成果の整理 ((1)) により、調停委員に対して何がどのように有効・有益であったのかを明らかすることと、調停委員

の客観的な評価が前提となる。特に、調停委員の客観的な評価にあたっては、個々の調停委員ごとに担当件数とその結果別の件数のほか、不成立率については、相調停委員別と事件の種類別とを算出すること、これらをもとに裁判官全員で意見交換することが必要だが、当庁ではそのようなデータ自体がないのでこれを作成することが課題である。

2 上席裁判官に対する働きかけ

当庁の上席は、繁忙であり、やるべきだがやれていない仕事なども頭に置きながら仕事をしている。上席から現在の家裁の現状を聴取して、1の現状と照らし合わせた上で、上席が自らの施策として取り組めるように、所長としては軌道修正するつもりで、課題について意見交換を十分にすることが必要である。上席において、てん補裁判官に一部の取組みの担当を任せたり、課題への取組みの順番や着手の時期・手順などを検討するにあたっては、関係する職種も多く、外部関係機関との交渉もあるので、首次席書記官、首席家裁調査官と相談する機会を設けたり、局次長の意見を求めるなどを勧めるなどして、一人で抱え込まずに、上席が中心となって、家裁全体を巻き込み協力を得る方向に向かうような環境作りをサポートすることが重要だと考えている。

3 部内部での共有、部や庁を超えての解決に当たっての方策

上席に主体的に解決してもらいたいので、上席から家裁の事件を担当する裁判官全員に対して、2で所長と検討した結果を説明し意見交換することが部の内部で共有する方法となる。所長としては、1(2)のとおり、そのような機会を設けることが課題であるから、てん補裁判官が配属されている部の部総括と調整して、定期的に集まる機会を設定することになる。

また、支部との関係では、上席と支部長間、本庁の裁判官と3支部の裁判官との間の意見交換や協議を、常置委員会や裁判官会議の機会を利用するほか、テレビ会議システムで行い、他庁との関係では、本庁と上訴審を共通にする鹿児島家裁との間、都城・延岡支部と同規模の支部との間、一人支部である日南支部と同規模の支部との間の意見交換や協議を、いずれもテレビ会議システムを利用して

実現できれば、視点が偏ることなく解決の方法などもより多く検討する機会ができる。

平成 30 年 6 月 20 日

高等裁判所長官
地方裁判所長会同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

本年 1 月に最高裁判所長官に任命されました。時代の要請に的確に応えて、司法がその役割を果たしていけるよう、力を尽くしていきたいと思っています。

さて、平成 30 年も半ばに至り、一つの時代の区切りを迎えるとしています。振り返ると、審理の充実・促進を目指す裁判の現場の大きな期待を担って平成 10 年に現行民事訴訟法が施行され、平成 12 年には事実認定手続の適正化や被害者配慮制度の新設等を内容とする少年法の改正がされました。さらに、平成 13 年には司法制度改革審議会の最終意見が公表され、広範な領域で様々な制度改正が行われることとなり、特に裁判制度に関する最大の改革であった裁判員制度が平成 21 年に実施されました。その後も、平成 25 年に手続の透明化・適正化を図ることなどを目的として家事事件手続法が施行されるなど、この 20 年余りの間、裁判の全ての分野にわたって、その態勢と機能を強化し、より身近で、頼りがいのある司法を実現することを期して、大きな制度改革がされ、その後安定的な運用が図られてきたということができようかと思います。

しかし、我が国の社会経済に目を向けると、国際化、少

子高齢化、家族観の多様化といった構造的な変化は、日々実感するところですし、今後もそのスピードを増していくことは想像に難くありません。また、近時、情報通信技術やA.I.技術が急速に普及、発展し、裁判手続のIT化の検討も喫緊の課題となっており、長期的視野に立った新たな施策を作り上げていくことが求められています。このような状況の下で、連続性と発展性を兼ね備えた次代の改革の検討を適切に行っていくためには、これまで裁判の各分野で行われてきた改革について、裁判を運営する立場から虚心坦懐にこれを総括することが不可欠な作業であるといえましょう。さらに、これら各分野での改革を独立したものと捉えるのではなく、我が国の裁判の在りようを今一度全体として見つめ直し、世界の潮流も視野に入れながら、司法としての共通の基盤を確認することも重要な課題であるように思われます。

民事事件については、審理判断の質を更に高めていくことが求められる中で、適正迅速な裁判を実現するとともに裁判官全体の力量を向上させるための方策として、合議の充実・活用を図ったり、裁判官同士の意見交換を活性化したりする取組が進められてきました。今後は、民事訴訟法

が志向する争点中心型の充実した審理という理念が実務の様々な局面において具体的に意味するところを改めて確認した上で、その視点から現在の審理判断の在りようについて実証的かつ批判的に検証することが必要です。そのためには、一人一人の裁判官が主体的、積極的に関与することが不可欠ですが、この取組を組織的課題として位置付け、部や庁といった単位において、更には上級審との間においてもこのような認識を共有した上で、意識的に進められることを期待します。裁判手続のIT化は、裁判全体の適正化、合理化といった要素も視野に入れて推進されるべきであり、民事裁判の在り方を振り返るための重要な契機と捉えるべきものと考えます。

裁判員制度は、来年5月には、施行から10年を迎えます。刑事裁判全体の姿を変えていくものとして、これからもこの制度を堅実に育てていくためには、公判前整理手続における争点及び証拠の整理がその事件にふさわしい的確なものとなっているのか、審理・評議において裁判員と裁判官との真の意味での協働が実現できているかといった大きな課題に正面から取り組まなければなりません。そして、1万件を超える事例の積み重ねによってこうした課題のよ

り本格的な検討が可能になっているという現状認識に立つて、議論を深めていく姿勢が求められています。刑事裁判の根幹に触れる変革につながるものであることを一層明確に意識して、実証的な検討が進められることを望みます。また、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下という課題についても、国民から幅広い協力を得ていくためには、裁判所が地域の実情・動向に触れる機会を増やしつつ地道な取組を続けていく必要があります。さらに、今月からは、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大され、いわゆる協議・合意制度が施行されるなど、新たな制度の導入が続いています。これらについても、施行後の運用状況を注視しながら、円滑な実施を図っていくことが必要です。

社会の変化の中で、家庭裁判所の果たす役割への期待が、家庭を取り巻く多くの局面において同時に高まっています。子の監護をめぐる調停・審判事件等では、当事者間の価値観や感情の対立が激しく解決が困難な事件が増えていますし、少年事件においても、少年を取り巻く社会や家庭の環境の大きな変化、とりわけ、SNS等の急速な広がりにより、少年の交友関係が拡散し、非行の原因の分析や再非行防止に向けた働きかけについて、新たな視点を入れた

運用が求められる事件が少なくありません。裁判官は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職種とのコミュニケーションを深め、それぞれに求められる機能について認識を共通にした上で、連携を基にした手続の在り方を追求し、紛争や問題の実相を捉えた適正な解決に導いていく必要があります。また、成年後見制度については、今後も更に利用促進が図られ、国民の関心はますます高まっていくことが予想されます。引き続き、制度の適切な運用に努めるべきことはもとより、成年後見制度利用促進基本計画に基づき進められている地域連携ネットワークの整備等の取組に対しても、必要な協力をしていくことが求められています。家庭裁判所は、社会生活の単位となる家庭・家族の変化に直接に触れる中で適正な事件処理を行わなければならぬ場面が少なくないだけに、裁判所内はもちろん裁判所外の組織等とも十分な連携をとり、その中で社会の変化やそれに伴う裁判所の役割への期待を受け止め、的確に対応していく必要があります。そのためには、そのような意識を持って事件を処理するにとどまらず、その中で得られた知見や運用上の工夫を庁全体で共有するなどして、組織を挙げて事件処理をバックアップしていくことを忘れては

なりません。

絶えず変化し続ける社会経済の中で、国民の信頼を維持し、その期待に応えていくためには、一人一人の裁判所職員が、組織の一員としての役割を意識し、日々誠実に職務に励み、培った知見や経験を裁判事務や司法行政上の諸課題にいかしていくことが望まれます。とりわけ、組織の中核を担う裁判官は、担当職務に真摯に取り組むのは当然として、それにとどまらず、裁判所内外の事象に关心を払い、社会における裁判所の在りようにも及ぶ広い視野を持って、裁判所が抱える課題に向き合う姿勢を持つことが重要です。そのためには、何よりも、裁判官自身が主体的かつ自律的に自己研さんの努力を続けることが肝要です。また、効果的な成長支援の在り方についても、引き続き、検討を深めていく必要があると考えます。

同時に、真に自由闊達な議論ができることも、裁判所組織にとっては欠かすことができません。職種の違いや経験年数に差があっても、自由に意見を述べ議論を重ねる中で、経験の継承や新たな発想による刺激が、先例の枠に縛られない問題解決を導く契機となり、互いの能力の向上にもつながります。将来にわたり、裁判所が国民の信頼と期待に

応えていくことができるよう、各人がそうした自覚のもとに活力のある職場づくりに取り組んでもらうこと期待して、私の挨拶とします。

以上

平成30年度長官所長会同・議事概要

(6月20日, 21日実施)

○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策

6月20日, 21日の両日にわたり, 最高裁判所において, 最高裁判所長官, 地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。本年度は, 平成27年度から昨年度までと同様, 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について協議を行った。協議においては, 民事・刑事・家事の分野ごとに, 現状の認識を踏まえ, 今後取り組むべき課題について議論されたほか, 部の機能, 役割等について意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

【概要】

1 民事関係

(1) 民事裁判の実情及び課題

民事裁判においては, 審理判断の質の向上を図るため, 部の機能の活性化, 合議の充実といった様々な取組が続けられ, 裁判官全体としての意識は高まりつつあるが, 目に見える効果が上がっているとはいえないという意見が出された。その要因については, 争点中心の審理という民事訴訟法の理念には異論がないものの, これを具体化した審理の在り方(例えば, 争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのか, 口頭議論において何をどのように議論するのかなど)についての共通認識が確立していない部分があり, 実現すべき審理の在り方との比較によって明確にされるべき現状のプラクティスの課題が組織的に共有されていないため, 課題を解決し得る効果的な取組につながっていないのではないかという意見が出された。そして, こうした共通認識は, 部における合議や単独事件に関する意見交換等の個別事件の審理運営についての議論を通じて, その確立を図っていく必要があるとの意見が出された。

(2) 部総括裁判官及び所長の果たすべき役割

上記の実情と課題を踏まえ、部総括裁判官としては、部内で十分にコミュニケーションをとるとともに、部を越えた裁判官同士の意見交換や情報共有を積極的に行い、その結果を踏まえて更に部内で議論することにより、裁判官の間でこうした審理の在り方についての共通認識の確立を図ることが求められているとの意見が出された。

また、所長としても、部における検討の中心となるべき部総括裁判官に対し、取組における部総括裁判官の役割を説明して意識付けを図る必要があるとの意見が出された。さらに、部や庁の事件処理の実情を把握し、各部・各庁の具体的な課題に応じた、司法行政上の措置を含む全庁的な対応策を検討することが重要であるという意見が出され、部総括裁判官との対話を続けていくべきであるとの指摘があった。

2 刑事関係

(1) 裁判員裁判の実情及び課題

裁判員裁判について、公判前整理手続が再び長期化しているが、その背景として裁判所が必要以上に詳細な争点整理をしようとしているのではないかといった認識や、裁判員裁判が導入されてから相当数の事案が集積され、裁判官同士あるいは法曹三者による具体的な事件を素材とした意見交換の場も整備されてきてはいるものの、運用の改善には十分に結び付いていないのではないかといった認識等が示された。その要因については、裁判員裁判の経験が積み重ねられ、通常の裁判員裁判であればひとまず対応できるようになり、裁判員の反応も依然として良好であることなどから、現状を肯定的に捉える傾向が強くなっているのではないかとの意見や、刑事裁判のあるべき姿について、裁判官の中でも具体的な認識が必ずしも十分に共有できていないのではないかとの意見等が出された。

(2) 改善に向けた方策

今後も、具体的な事案を素材とした実証的検討を進めていく必要があるが、

その際には、個別具体的な事件の振り返りにとどまらず、より汎用性のある知見を抽出し、それを積み上げて継承していくという姿勢が求められているのではないかとの意見や、実証的検討を行うに当たっては、これまで法律実務家が共有してきた法律概念や判断枠組みを裁判員に分かりやすく説明して理解してもらうという視点だけではなく、法律実務家としての従来の発想等にとらわれ過ぎる余り、かえって審理・評議の充実を妨げてしまっている部分がないかという視点も必要ではないかとの意見、核心司法や公判中心主義といった刑事裁判のあるべき姿についても改めて議論して認識共有を進めていく必要があるのではないかとの意見が出された。

(3) 部総括裁判官及び所長の果たすべき役割

刑事事件の処理においても、部の果たす意義は大きく、裁判員裁判を中心に、刑事裁判の質を向上させるという観点から、部を単位として、活発な議論ができているのか、部総括裁判官が部の運営に当たる者として、役割を果たせているのかといった点のほか、裁判員裁判の広報における所長の役割についても議論がされた。

3 家事関係

(1) 後見関係事件の実情

後見関係事件については、昨年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されるなど、社会の関心が高まっていることを契機として、運用改善に向けた取組についての議論が、支部等も含めて庁全体として進んでいるとの認識が示された。

(2) 後見関係事件以外の家事事件及び少年事件の実情及び課題

後見関係事件以外の家事事件及び少年事件の充実の取組については、関係職種間の議論や、外部の関係機関との協議等を契機として、議論の必要性自体は共有がされ、各種PTが開催されるなどしているものの、後見関係事件と比較すると、議論は進んでいないのではないかとの認識が示された。その理由とし

ては、家事事件について事件類型が多様であることや、特に中小規模庁において、家庭裁判所以外の事件を兼務している裁判官が多いことなどが指摘され、議論を深め、その成果を承継していくためには相応の工夫が必要であるとの認識が示された。

議論を深めるための方策としては、一つの事件類型について複数の裁判官が担当することにより、議論がしやすい環境を生み出すことのほか、テレビ会議システムを利用して、本庁と支部間あるいは庁を越えた意見交換をすることで、より質の高い議論を実現することなどの工夫例が紹介された。また、更なる工夫として、家庭裁判所委員会の意見を有効に活用すべきであり、そのための所長のリーダーシップが重要であるとの指摘がされた。

(3) 上席裁判官及び所長の果たすべき役割

家事事件・少年事件のいずれについても、部のない家庭裁判所において議論を深め、その成果を承継していくためには、上席裁判官の役割が重要であるとの認識が共有された。上席裁判官が担うべき役割については、司法研修所で行われた上席裁判官を対象とする研究会を通じて理解が深まったという例が紹介されるとともに、改めて研修等を通じて意見交換を行う必要性や、所長から上席裁判官に対してその役割や必要な情報を適切に伝えていくことの重要性が議論された。

4 部の機能、役割等

各分野に共通する部の機能・役割等についても意見交換がされ、事件の種類を問わず、プラクティス改善等の拠点となるのは部であり、部に配点された事件は部で事件処理に当たるという意識を持つ必要があるとの意見や、部の機能を十分に発揮していくためには、部の機能、在り方についての議論を更に深めていくべきといった意見が出された。

また、審理の質の向上に関する高等裁判所の役割についても議論がされ、上訴審としての個々の事件の処理を超えて、高等裁判所がどのような貢献ができるか

について、地方裁判所及び家庭裁判所との意見交換等の取組の紹介がされたほか、今後議論を深めていくべきであるとの意見が出された。

○ 事務的協議

最後に、組織的に対応すべき事項に対する所長の役割について、事務的協議が行われた。事務的協議においては、裁判手続のIT化に関し、民事訴訟手続のIT化の取組は、単に従来の手続にITを導入するというにとどまるものではなく、手続の在り方全体の抜本的な見直しを行い、裁判の質の更なる向上を図る重要な契機とすべきであるとして、裁判官その他の職員がそのようなIT化の取組の意義、目的について認識を共有し、庁全体で議論を進めていくために所長が果たすべき役割や、上級庁を含む他庁との連携及び情報共有の在り方等について意見交換がされた。また、本庁による支部の実情把握と本庁からの支援についても意見交換がされ、支部の負担に配慮し、情報の優先度を意識した支部からの情報収集や支部の職員が容易に理解できるような形での情報提供など、支部を支援するための情報流通の工夫例が紹介された。

以 上